

現状	改定
修猷館ラグビーOBクラブ規約	修猷館ラグビーOBクラブ規約
第1条 目的 本会は会員相互の親睦を図ると共に、修猷館高等学校ラグビー部（以下現役という。）を援助し、その強化を図ることを目的とする。	第1条 目的 本会は会員相互の親睦を図ると共に、修猷館高等学校ラグビー部（以下現役という。）を援助し、その強化を図ることを目的とする。
第2条 名称・事務所の所在地 本会は「修猷館ラグビーOBクラブ」と称し、本部を福岡市に置き、必要に応じて支部を作ることができる。	第2条 名称・事務所の所在地 本会は「修猷館ラグビーOBクラブ」と称し、本部を福岡市に置き、必要に応じて支部を作ることができる。
第3条 会員資格 会員資格は次の三種とする。 <正規会員> ア 中学修猷館及び修猷館高等学校卒業時にラグビー部に在籍した者 イ 在学中ラグビー部に在籍し、本会の趣旨に賛同する者で、幹事会で承認した者 ウ 修猷館の関係者で、会員2名以上が推薦し、幹事会の承認を受け、会長が推薦会員として認めた者 <名誉会員> エ 修猷館ラグビー部OB以外の修猷館関係者で、特にラグビー部に功績があった者は、幹事会の承認により名誉会員に推举できる。 名誉会員は会費は不要とする。 <賛助会員> オ 現役が卒業して正規会員の資格を得る際に、現役の保護者会で希望の者は、賛助会員として認める。その規約は正規会員に準じ、会費は別途定める。	第3条 会員資格 会員資格は次の三種とする。 <正規会員> ア 中学修猷館及び修猷館高等学校卒業時にラグビー部に在籍した者 イ 在学中ラグビー部を退部し、本会の趣旨に賛同する者で、幹事会で承認した者 ウ 修猷館の関係者で、会員2名以上が推薦し、幹事会の承認を受け、会長が推薦会員として認めた者 <名誉会員> エ 修猷館ラグビー部OB以外の修猷館関係者で、特にラグビー部に功績があった者は、幹事会の承認により名誉会員に推举できる。 名誉会員は会費は不要とする。 <賛助会員> オ 現役が卒業して正規会員の資格を得る際に、現役の保護者会で希望の者は、賛助会員として認める。その規約は正規会員に準じ、会費は別途定める。
第4条 運営 本会は会員の会費、寄付金及びその他諸収入を以て之を運営する。	第4条 運営 本会は会員の会費、寄付金及びその他諸収入を以て之を運営する。
第5条 活動 本会は第1条の目的を達成する為に次の活動を行う。 ア 親善の為のラグビー試合 イ 現役の指導強化 ウ 現役激励会 エ その他必要な事業及び行為	第5条 活動 本会は第1条の目的を達成する為に次の活動を行う。 ア 親善の為のラグビー試合 イ 現役の指導強化 ウ 現役激励会 エ その他必要な事業及び行為
第6条 役員 1 本会に名誉会長を置くことができる。 2 本会に次の役員を置く。 ア 会長 1名 イ 副会長 3名以内 ウ 顧問 若干名 エ 幹事 若干名 オ 事務局 若干名 カ 監査役 2名 名誉会長は会長が委嘱する。 役員の任期は2年とするが留任を妨げない。任期途中に於いて役員が交代した場合、その役員の任期は前任者の残有期間とする。	第6条 役員 1 本会に名誉会長を置くことができる。 2 本会に次の役員を置く。 ア 会長 1名 イ 副会長 3名以内 ウ 顧問 若干名 エ 幹事 若干名 オ 事務局 若干名 カ 監査役 2名 キ 総合アドバイザー 若干名 名誉会長は会長が委嘱する。 役員の任期は2年とするが留任を妨げない。任期途中に於いて役員が交代した場合、その役員の任期は前任者の残有期間とする。
第7条 総会 総会は本会の最高決議機関であって、原則として4月又は5月中に開催する。会長は必要あると認める時は臨時に総会を招集する事が出来る。総会の議決は全て多数決により、之を決する。	第7条 総会 総会は本会の最高決議機関であって、原則として4月又は5月中に開催する。会長は必要あると認める時は臨時に総会を招集する事が出来る。総会の議決は全て多数決により決定する。
第8条 会長・副会長 会長は本会を統率、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその権限を代行する。 会長及び副会長の選任は、総会で決定する。	第8条 会長・副会長 会長は本会を統率、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその権限を代行する。 会長及び副会長の選任は、総会で決定する。
第9条 顧問 顧問は70歳を越えた修猷館ラグビーOBクラブ会員より候補者を推薦し、総会にて決定する。その役割は会長の諮問ブレーンとして、幹事会等に於いて、役員に関する事項や本会の業務執行に関する重要な事項に関してアドバイスを行うものとする。	第9条 顧問 顧問は70歳を越えた修猷館ラグビーOBクラブ会員より候補者を推薦し、総会にて決定する。その役割は会長の諮問ブレーンとして、幹事会等に於いて、役員に関する事項や本会の業務執行に関する重要な事項に関してアドバイスを行うものとする。
第10条 幹事及び幹事会 幹事会は、第6条(役員)のア、イ、エ、オ、カの役員をもって構成する。幹事は幹事会の推薦により総会で決定され、幹事長1名、副幹事長3名以内を定める。欠員を生じた時は幹事会で補充幹事を推薦し、その任期は前任者の残有期間とする。 幹事は幹事会を組織し、本会の会務一切を企画実行する。但し、重要な事項に関しては、総会の決議を経なければならない。 また、幹事会は事務局を持ち、幹事若干名を以てこれを構成する。	第10条 幹事及び幹事会 幹事会は、第6条(役員)のア、イ、エ、オ、カ、キの役員をもって構成する。 幹事は幹事会の推薦により総会で決定され、幹事長1名、副幹事長3名以内を定める。欠員を生じた時は幹事会で補充幹事を推薦し、その任期は前任者の残有期間とする。 幹事は幹事会を組織し、本会の会務一切を企画実行する。但し、重要な事項に関しては、総会の決議を経なければならない。 また、幹事会は事務局を持ち、幹事若干名を以て構成する。

現状	改定
修猷館ラグビーOBクラブ規約	修猷館ラグビーOBクラブ規約
第11条 事務局 事務局は幹事会の推薦により、事務局長1名、副事務局長3名以内、事務局補佐、会計担当、IT担当を定め、総会で決定される。欠員を生じた時は幹事会で補充人員を推薦し、その任期は前任者の残有期間とする。 事務局は会務の円滑な運営のため、涉外・庶務及び財務管理並びに会計業務に関する事項、HPの運営管理に関する事項、OB会報や各種DMの作成・編集・発送・メール配信等広報に関する事項、会員の慶弔事に関する事項、会員名簿の作成・個人情報管理に関する事項等を行うものとする。 また事業計画に基づき、OB総会・幹事会定例会等を取り仕切り、他校定期戦・現役激励会・初蹴り会・新OB入会式等のイベントに於いては幹事会の指揮の下、適宜スタッフを配して実施運営を行うものとする。	第11条 事務局 事務局は幹事会の推薦により、事務局長1名、副事務局長3名以内、事務局補佐、会計担当、IT担当を定め、総会で決定される。欠員を生じた時は幹事会で補充人員を推薦し、その任期は前任者の残有期間とする。 事務局は会務の円滑な運営のため、涉外・庶務及び財務管理並びに会計業務に関する事項、HPの運営管理に関する事項、OB会報や各種DMの作成・編集・発送・メール配信等広報に関する事項、会員の慶弔事に関する事項、会員名簿の作成・個人情報管理に関する事項等を行うものとする。 また事業計画に基づき、OB総会・幹事会定例会等を取り仕切り、他校定期戦・現役激励会・初蹴り会・新OB入会式等のイベントにおいては幹事会の指揮の下、適宜スタッフを配して実施運営を行うものとする。
第12条 会計 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 事務局は会計に関する事務を処理し、総会に於いて之を報告しなければならない。	第12条 会計 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 事務局は会計に関する事務を処理し、総会において報告しなければならない。
第13条 監査役 監査役は年1回会計監査をし、その結果を総会において報告しなければならない。	第13条 監査役 監査役は年1回会計監査をし、その結果を総会において報告しなければならない。
第14条 会費 会員は毎年会計年度末迄に、所定の会費を納入しなければならない。会費は年額 70歳以上5,000円、社会人7,000円、学生3,000円、賛助会員3,000円とする。	第14条 会費 会員は毎年会計年度末迄に、所定の会費を納入しなければならない。会費は年額 70歳以上5,000円、社会人7,000円、学生3,000円、賛助会員3,000円とする。
第15条 除籍除名 3年間以上継続して会費を納めない者、又は多年に亘り正当なる理由なくして音信不通の者は会員の資格を失う事がある。会員で不都合な行為があった者は幹事会の決議を経た上で、会長が之を除名することが出来る。	第15条 除籍除名 3年間以上継続して会費を納めない者、又は多年に亘り正当なる理由なくして音信不通の者は会員の資格を失う事がある。会員で不都合な行為があった者は幹事会の決議を経た上で、会長が除名することが出来る。
第16条 勝利規定 ア 会員の死亡に対しては弔電を贈る。 イ 特に本会に貢献のあった人に対しては弔電及び弔花を贈る事が出来る。 ウ 現役の傷病、死亡に関しては直ちに幹事会を開き、対策を講じる。	第16条 勝利規定 ア 会員の死亡に対しては弔電を贈る。 イ 特に本会に貢献のあった者に対しては弔電及び弔花を贈る事が出来る。 ウ 現役の傷病、死亡に関しては直ちに幹事会を開き、対策を講じる。
附 則 この規約は、平成3年8月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成7年7月30日から施行する。 附 則 この規約は、平成15年4月20日から施行する。 附 則 この規約は、平成26年6月15日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年6月7日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年6月12日から施行する。	附 則 この規約は、平成3年8月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成7年7月30日から施行する。 附 則 この規約は、平成15年4月20日から施行する。 附 則 この規約は、平成26年6月15日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年6月7日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年6月12日から施行する。 附 則 <u>この規約は、令和5年年6月25日から施行する。</u>